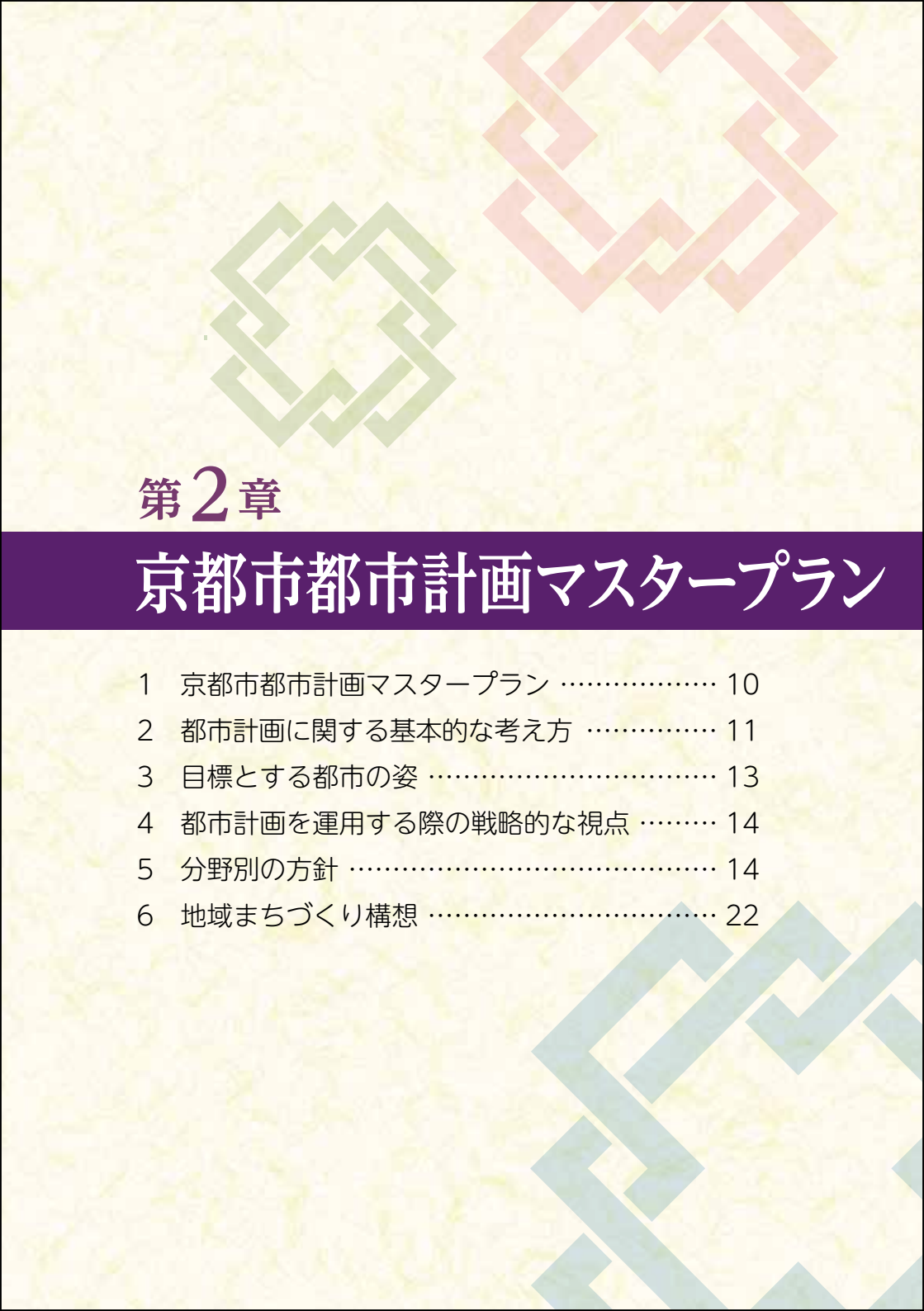


The background features three large, stylized geometric patterns. A green pattern is in the upper left, a red pattern is in the upper right, and a blue pattern is in the lower right. All three are composed of interlocking lines forming a complex, symmetrical design.

第2章

京都市都市計画マスタープラン

- 1 京都市都市計画マスタープラン 10
- 2 都市計画に関する基本的な考え方 11
- 3 目標とする都市の姿 13
- 4 都市計画を運用する際の戦略的な視点 14
- 5 分野別の方針 14
- 6 地域まちづくり構想 22

2-1 京都市都市計画マスタープラン

■ 都市計画マスタープランとは（都市計画法第18条の2第1項）

都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づき、市町村が住民の意見を反映した、市町村の今後の都市計画の指針となる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。

本市では、社会経済情勢の変化や京都市基本計画等の関連計画の見直しを踏まえ、約10年ぶりとなる2012(平成24)年2月に新たな「京都市都市計画マスタープラン」を策定しました。

■ 京都市都市計画マスタープランの役割

- ・ 都市づくりの将来ビジョンの明確化
- ・ 都市計画決定・変更の指針
- ・ 都市づくりを進めるための指針
- ・ 共汗（パートナーシップ）のまちづくりの共通の指針



2-2 都市計画に関する基本的な考え方

■ 都市づくりの進め方

- ①多様な主体での共汗(パートナーシップ)によるまちづくりの推進
- ②柔軟な対応による都市計画の見直しと活用
 - ・必要に応じた速やかな都市計画の見直し
 - ・PDCAサイクルを導入した都市計画の見直し
 - ・地域の将来像とまちづくりの方針を状況に応じ、「地域まちづくり構想」として都市計画マスタープランに位置付ける仕組の導入
- ③京都の特性を徹底的に活用した都市づくりの効率的な推進
 - ・都市施設のライフサイクルコストの低減，建築物の長寿化，民間活力の導入等
 - ・地下鉄をはじめとする鉄道等の既に整備された都市基盤を最大限に活用

■ 市街地の規模

既存の都市基盤を最大限に活用し，新規の基盤整備への過度な投資を抑制するため，市街地の規模は拡大しないことを基本としつつ，人口動向だけでなく，都市における森林・農地等の緑や景観の重要性を踏まえ，適切にその保全のあり方を検討していく。

■ 京北地域をはじめとする都市計画区域外の考え方

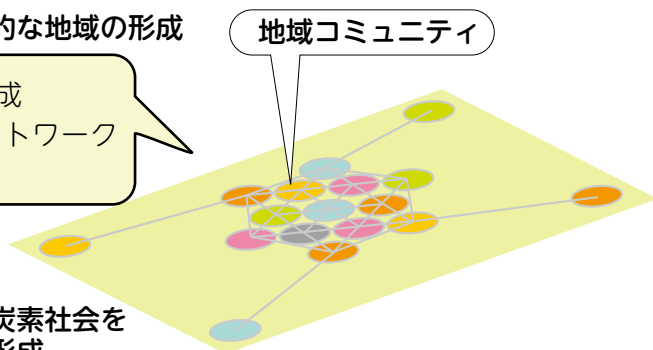
- ・景観や森林・農地等の緑の保全に努める。
- ・豊かな自然環境や歴史・文化資源を観光資源として活用していく。
- ・都市部との交流や連携を地域との共汗（パートナーシップ）により進める。

■ 将来の都市構造 ～エコ・コンパクトな都市構造～

これまでの保全・再生・創造の土地利用を基本としながら、交通拠点の周辺に都市機能を集積させるとともに、地域コミュニティを基本とした生活圏の維持・構築を図ることで、それぞれの地域が公共交通等によりネットワークされた暮らしやすく、地球環境への負荷が少ないエコ・コンパクトな都市構造を目指します。

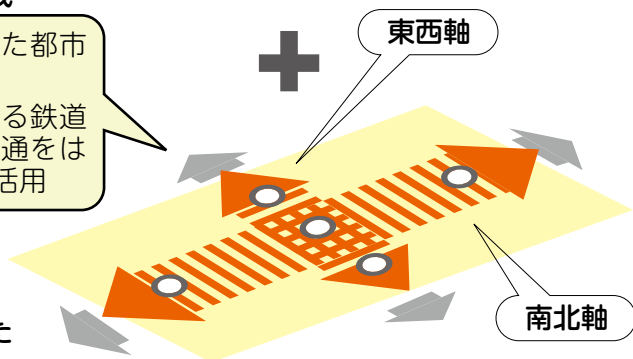
相互につながる個性的な地域の形成

- ・ 個性的な地域の形成
- ・ 地域をつなぐネットワークの強化



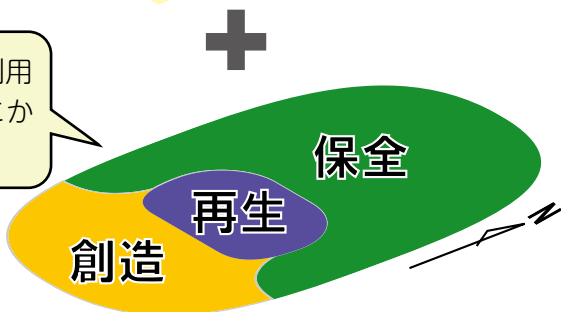
都市活力の向上と低炭素社会を実現する都市構造の形成

- ・ 交通拠点を中心とした都市拠点の強化
- ・ 地下鉄をはじめとする鉄道やバスなどの公共交通をはじめとした都市軸の活用



京都市の特性を踏まえた土地利用の展開

- ・ 保全・再生・創造の土地利用
- ・ 山間部から市街地内部にかけての段階的な空間形成



2-3 目標とする都市の姿

京都市基本計画で示されている6つの京都の未来像(2ページMEMO参照)を基本に、都市が持続するために必要となる基本要素であり、互いに深く関連する「環境」「経済」「生活」「文化」「安心・安全」の5つの面から、バランス良く目標とする都市の姿の実現を目指します。

地球環境への負荷が少ない都市

- ①人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現による低炭素型の都市
- ②エネルギーを有効活用した低炭素型の都市
- ③緑をいかした低炭素型の都市

安心で安全な都市

- ①災害に強い歴史都市
- ②ユニバーサルデザインの理念に基づいた都市

歴史や文化を継承し 創造的に活用する都市

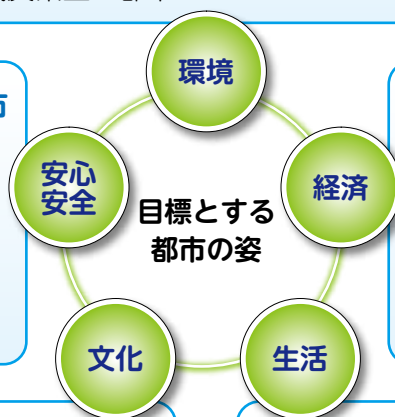
- ①歴史的な町並み景観を守り、育む都市
- ②京町家や庭園などの歴史・文化資源を活用する都市
- ③京都ならではの文化を継承・創造する都市

活力ある都市

- ①にぎわいのある都市
- ②ものづくり都市
- ③質の高い観光都市

誰もが快適に暮らすこと のできる都市

- ①地域の個性をいかした、快適性と利便性の高い都市
- ②暮らしやすい生活圏がネットワークする都市
- ③多様な地域コミュニティの活動が盛んな都市



2-4 都市計画を運用する際の戦略的な視点

都市計画に関する基本的な考え方を基に、目標とする都市の姿の実現を戦略的に目指します。

■ 京都の特性を徹底的に活用

- ①既存ストックの活用
- ②京都の特性の継承と創造
- ③メリハリのある土地利用
- ④人が主役の歩くまちの推進

■ 災害への備え

- ①被害を未然に防ぐ
- ②被害を最小限に抑える
- ③地域社会の強い絆を守り育む

■ 柔軟な都市計画

- ①都市施設をはじめとした都市計画の見直し
- ②地域まちづくり構想

2-5 分野別の方針

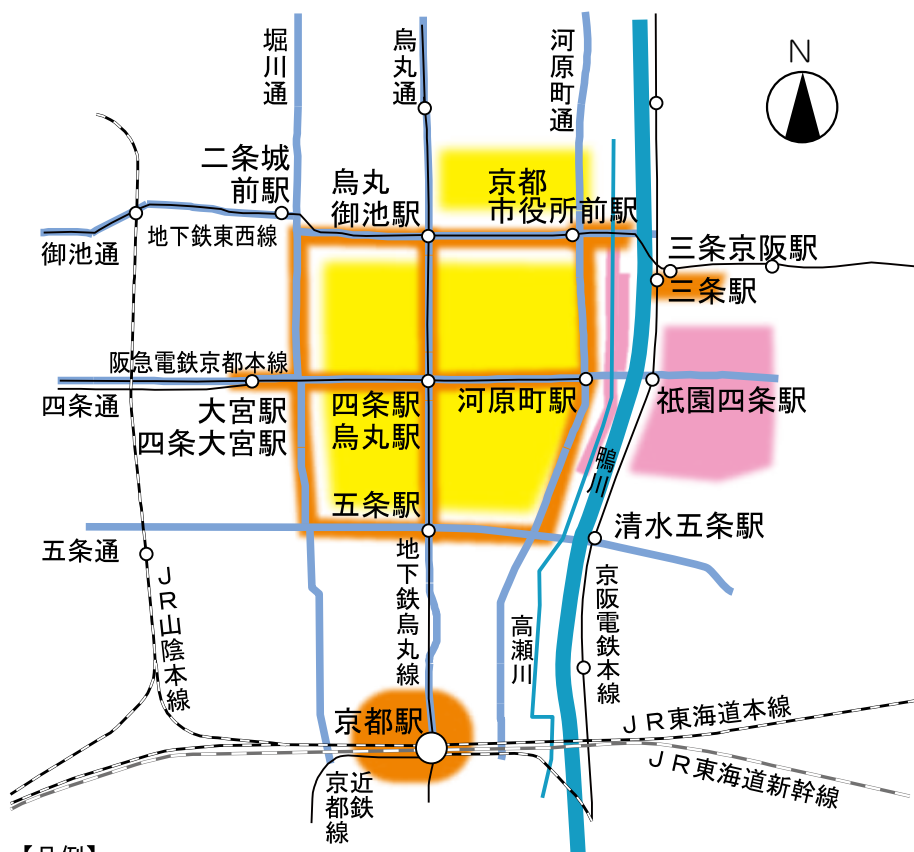
- | | |
|------------|---|
| ①土 地 利 用 | これまで引き継がれた地域ごとの特性をいかして、秩序ある土地利用や集約的な都市機能の配置を図る。 |
| ②歩 く ま ち | 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現 |
| ③景 観 | 自然景観の保全や地域の特色をいかした町並み景観の保全・再生・創造の推進 |
| ④防 災 | 災害に強い都市の形成と迅速な復旧・復興 |
| ⑤道 路 | 市民生活の利便性向上、幹線道路ネットワークの充実 |
| ⑥公園・緑地 | 身近な公園・緑地や交流を生み出す拠点の充実、連続性のある街路樹や河川の緑などの充実 |
| ⑦市街地整備 | 安心・安全な市街地の形成、計画的な市街地の形成 |
| ⑧水・河川 | 「水と共に生きる」という水共生の理念に基づいたみずみずしい都市と暮らしの再生 |
| ⑨暮らしを支える施設 | 供給施設、処理施設、公共公益施設など市民の暮らしを支える都市機能の維持・向上 |

1 商業・業務の集積地等における土地利用

■ にぎわいを生み出す都心部の魅力向上

都市に活力とにぎわいを生み出す都心部においては、既存の商業・業務機能を更に高め、魅力的な商業機能をはじめとする多様な都市機能の集積を促進します。

■ 多様な都市機能の集積を図る都心部



【凡例】

- 商業・業務機能の立地誘導、多様な都市機能の集積を図る地域
- 特色ある商業・業務機能の維持・充実と都心居住の促進を図る地域
- 町並みとの調和に配慮した商業機能の充実を図る地域

■ 公共交通と連携した商業・業務機能の集積と生活拠点の充実

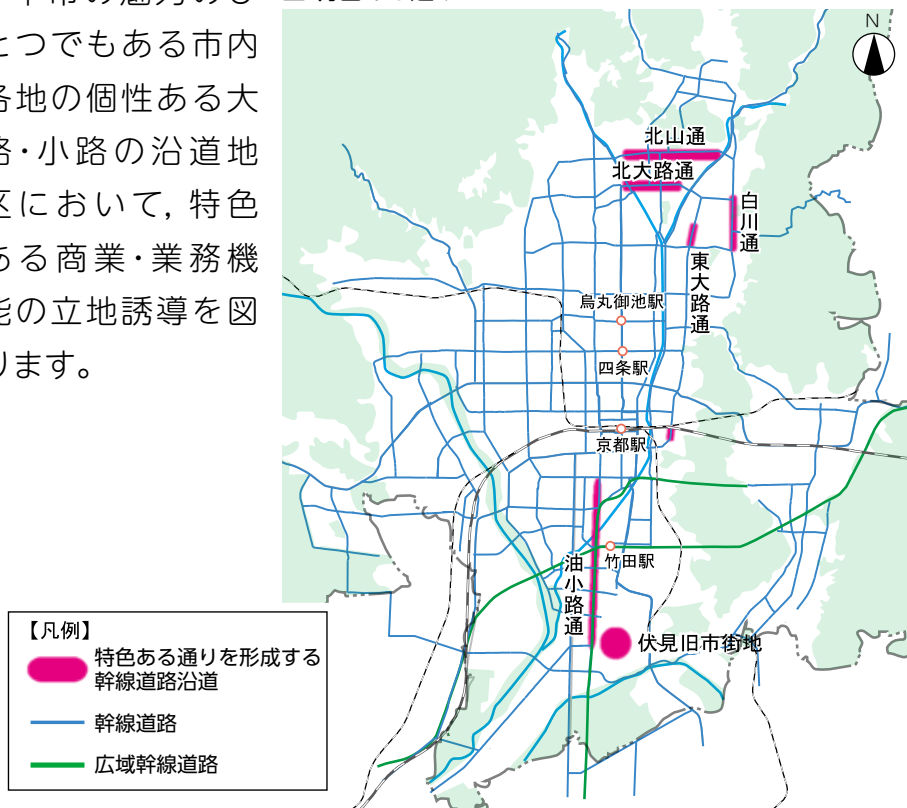
公共交通ネットワークを最大限に活用するため、都心部のように既に商業・業務機能が集積する地下鉄をはじめとする鉄道駅などの公共交通の拠点周辺では、商業・業務機能の更なる集積や充実を図ります。

また、市内各地にある地下鉄をはじめとする鉄道駅などの公共交通の拠点や商店街などの地域の核となる箇所では、地域での生活を支える商業・業務機能の充実を図るとともに、大規模小売店舗等の適正な規模や秩序ある立地の誘導を図ります。

■ 特色ある通りの形成

本市の魅力のひとつでもある市内各地の個性ある大路・小路の沿道地区において、特色ある商業・業務機能の立地誘導を図ります。

■ 特色ある通り

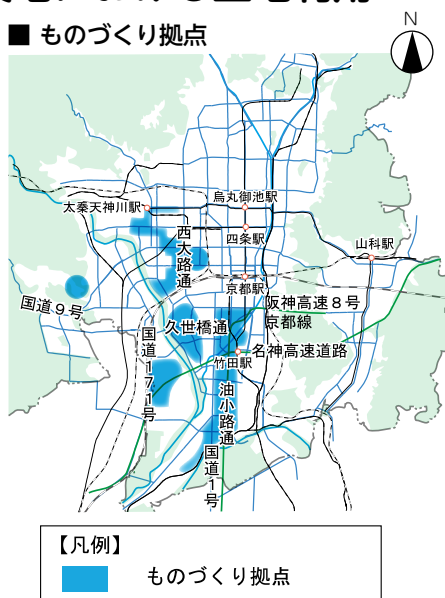


2 ものづくり産業等の集積地における土地利用

■ ものづくり拠点の形成

ものづくり産業の重要な基盤となる工場の集積地や知恵産業の創出にも貢献する研究開発拠点においては、国際競争力を高める環境整備やものづくり都市を支える活力ある工業地の形成、企業立地支援を行うため、操業環境の保全・向上や生産機能の高度化への対応、周辺環境の整備改善・誘導等を図ります。

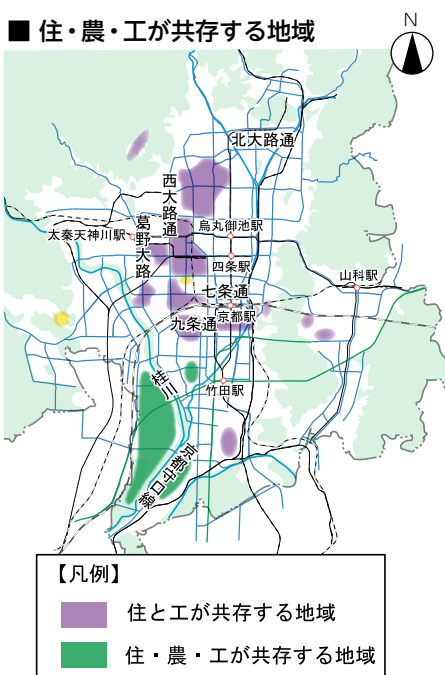
■ ものづくり拠点



■ ものづくり産業と住・農の共存

伝統産業から先端技術産業までの多様なものづくり産業と居住環境が共存し、京都のものづくりを支える地域においては、市街地内の緑なども活用し、ものづくり産業の操業環境と居住や農業環境の調和を図ることで、今後とも工と住・農が共存できる環境の維持・充実を図ります。

■ 住・農・工が共存する地域



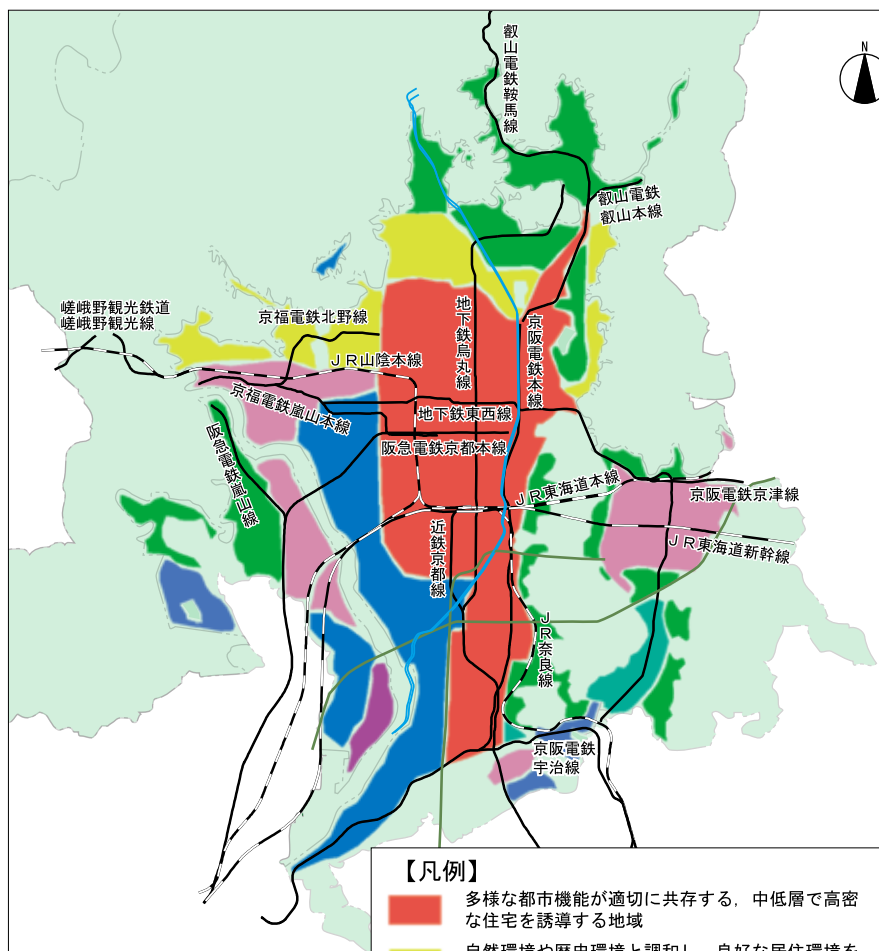
3 良好な居住環境を誘導する土地利用

市街地内では、おおむね徒歩で移動でき、多世代が安心・快適に居住できる生活圏の形成に配慮します。また、地域の特性に応じた良好な住宅地の形成を図ることで、安心して住むことができる居住環境を維持します。

豊かな自然と共生する市街化区域以外においては、都市化を促進しないことを基本とし、自然環境と調和した既存集落等の居住環境の維持・保全を目的とし、秩序ある土地利用を図ります。



■ 様々な居住環境を持つ地域



【凡例】

- 多様な都市機能が適切に共存する、中低層で高密度な住宅を誘導する地域
- 自然環境や歴史環境と調和し、良好な居住環境を備えた低層で低密な住宅を維持する地域
- 適切な居住環境と操業環境を両立するとともに、中低層で中密な住宅を誘導する地域
- ゆとりとうるおいのある居住環境の維持・向上を図る低層で低密な住宅を誘導する地域
- 低層、中高層の住宅が計画的に配置された住宅地として良好な居住環境の維持を図る地域
- 大規模団地やその周辺に形成された住宅地等の居住環境の維持・向上・再生を図る地域
- スプロール的に開発された居住環境の改善を図る地域
- スプロールの防止と計画的な市街地整備を誘導する地域
- 緑豊かな自然環境の育成・保全を前提に、既存集落の維持を図り、現状の産業や居住環境を基本とした秩序ある土地利用を図る地域

4 緑豊かな地域における土地利用

■ 三山をはじめとする自然景観の保全・再生

歴史都市・京都にとって極めて重要な役割を果たしている京都の歴史的景観の背景となる三山の緑や尾根の連なりをはじめとする自然景観について、森林の植生の保全や育成の取組とも連携しつつ、維持・保全を図ります。

■ 鞍馬地区(自然風景保全地区)



■ 市街地内やその近辺における緑の保全

自然と調和したゆとりとうるおいのある市街地の形成を図るうえで、三山の山すそや緑豊かな住宅地、神社仏閣などの市街地内にある緑やその近辺における緑について、それぞれの状況に合わせ、適切に維持・保全を図ります。

■ 小塩山(近郊緑地特別保全地区)



■ 豊かな自然との共生

豊かな自然と共生する市街化調整区域や都市計画区域外の山間部等においては、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等のため、森林や農地の保全を図ります。また、土地利用については、都市化を促進しないことを前提に検討を進めます。

■ 山間部の集落



5 京都の魅力を高める土地利用

■ 国際文化観光都市としての土地利用の誘導

世界に誇る京都ならではの歴史・文化資源を活用し、観光の質を向上させ、新たな京都の魅力向上を図るため、自然・歴史・文化資源の保全、伝統産業や観光、商業サービス機能等の充実を誘導します。

■ 岡崎地域



■ 大学のまちとしての土地利用の誘導

大学や研究所等有する学術研究機能については、公共交通ネットワークや産業とのつながりを重視し、その機能の充実を誘導します。また、周辺生活環境との調和を図りつつ、学術研究機能と地域とが共存したまちづくりを促進します。

■ 交流機能を高める土地利用の誘導

周辺市街地の土地利用や市街地環境等に留意しながら、文化機能や、観光・娯楽・レクリエーション等をはじめとする交流機能の向上を誘導します。

6 大規模な低未利用地における土地利用

大規模な低未利用地は、京都の活力の維持・向上を進める上で貴重な財産であることから、都市の空洞化や無秩序な開発とならないよう、各種規制との整合を図りつつ計画的な土地利用を図ります。

■ 水垂埋立処分地周辺



2-6 地域まちづくり構想

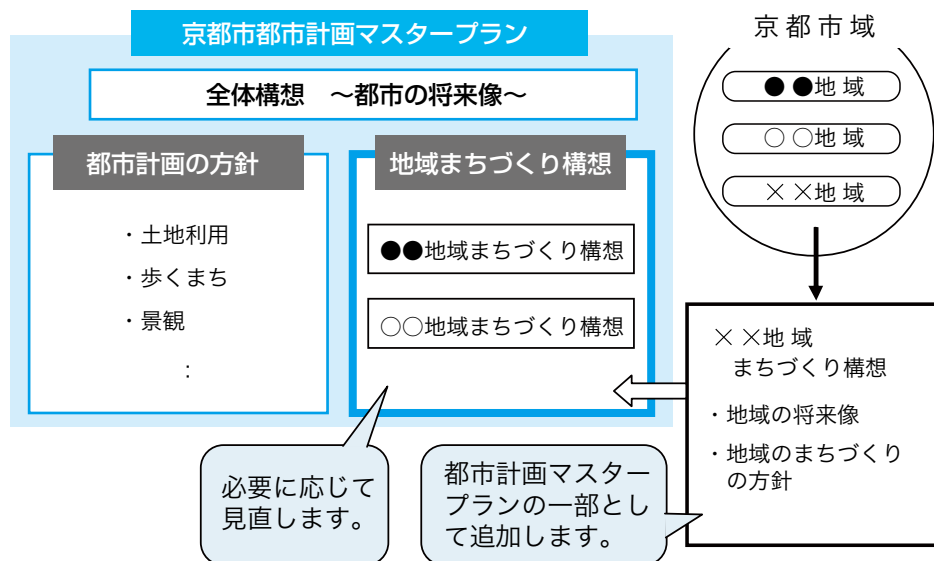
■「地域まちづくり構想」とは

住民・事業者等・行政をはじめとした地域の多様な主体の共汗（パートナーシップ）により、地域が都市計画マスタープランの都市計画の方針に沿って検討した、地域の「将来像」と「まちづくりの方針」を都市計画審議会に報告したうえで、都市計画マスタープランの一部として位置付けるとともに、その後も必要に応じて追加・見直しができる仕組みです。

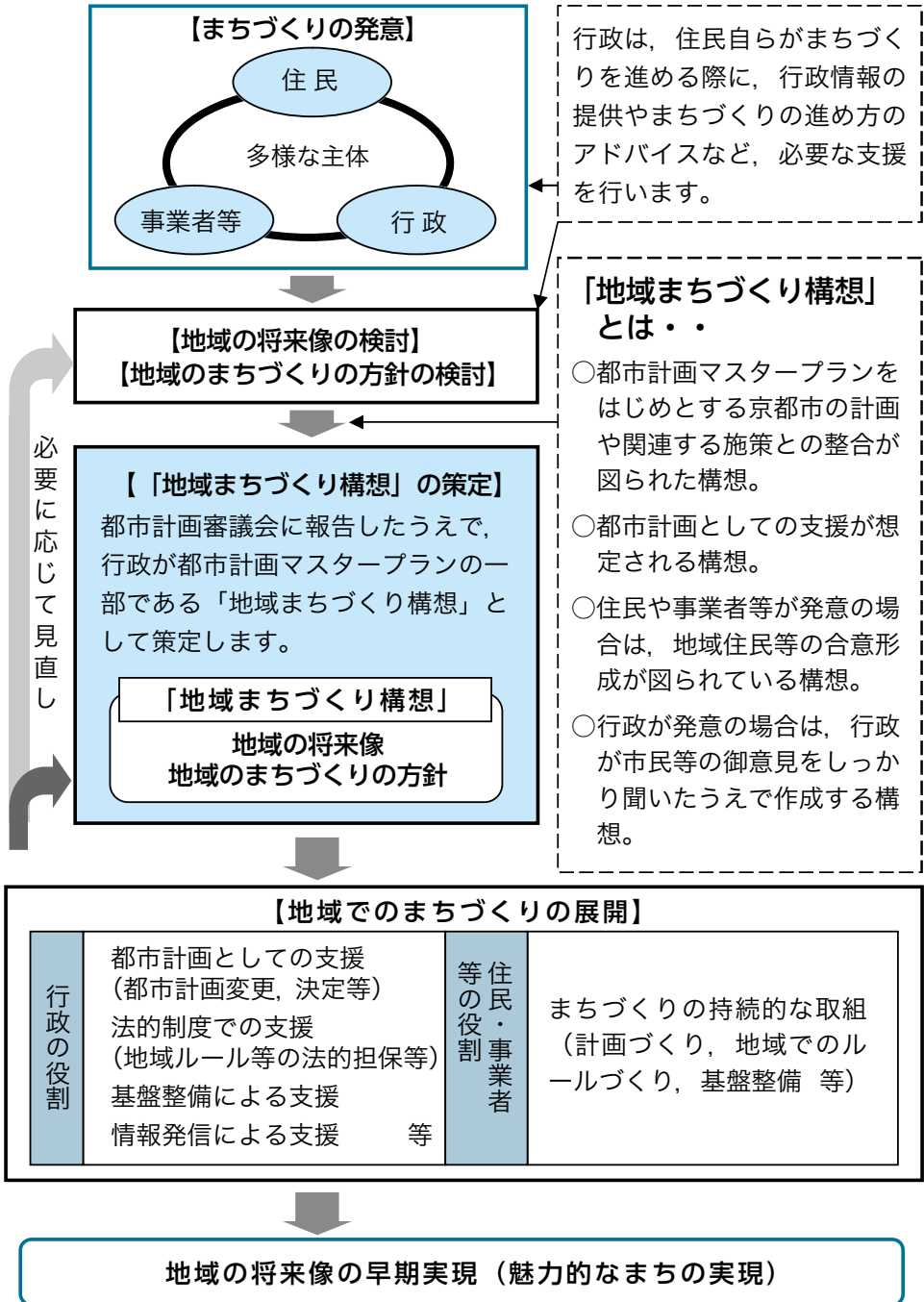
■「地域まちづくり構想」の狙い

- ①多様な主体による円滑なまちづくりを推進する。
- ②様々な変化に対応するまちづくりを推進する。
- ③より多くの市民が関心を持つことによりまちづくりを推進する。

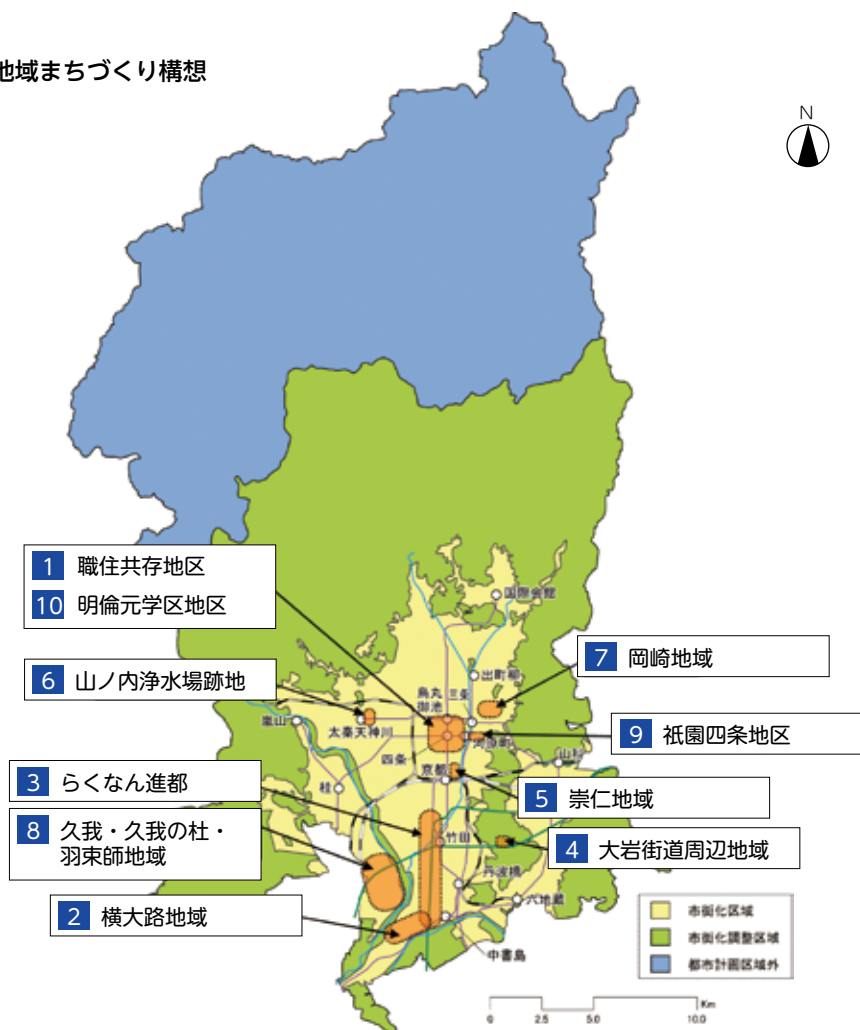
■「地域まちづくり構想」の構成



■「地域まちづくり構想」策定の流れ



■ 地域まちづくり構想



平成25年3月末現在

地域・地区名	構想に位置付けた日
1 職住共存地区	平成24年 2月22日
2 横大路地域	平成24年 2月22日
3 らくなん進都	平成24年 2月22日
4 大岩街道周辺地域	平成24年 2月22日
5 崇仁地域	平成24年 2月22日
6 山ノ内浄水場跡地	平成24年 2月22日
7 岡崎地域	平成24年 2月22日
8 久我・久我の杜・羽束師地域	平成24年 2月22日
9 祇園四条地区	平成24年12月27日
10 明倫元学区地区	平成25年 3月26日